

福祉医療費制度が改正されます

住民課 ☎ 64-7702

重度心身障害者と高齢重度障害者の資格を持っている人が対象となり、平成31年4月1日の診療分から、住民税の課税世帯は入院時の食事療養費が自己負担となります。

非課税世帯は、標準負担額減額認定証を提示した場合のみ助成対象になります。医療費自己負担分（保険適用分）の助成は今までと変わりません。改正内容は以下の通りです。

| 所得区分 | | ①入院時食事療養費標準負担額 | ②医療費自己負担分 |
|----------------------|-----------|---------------------------------|------------------|
| 現役並み所得 一般所得（下記以外） | | 自己負担（平成31年4月1日以降） | 従来通り助成 （変更なし） |
| 非課税・低所得者Ⅱ | 90日までの入院 | 従来通り助成 （年度ごとに課税・非課税の判定があります） | |
| | 90日を超える入院 | | |
| 低所得者Ⅰ | | | |

※入院時生活療養費標準負担額は、従来と変わらず福祉医療の助成対象になりません。

※子ども資格、母子家庭、父子家庭等の助成内容に変更はありません。

15歳未満で重度心身障害資格を持っている人は、子ども資格に切り替えます。平成31年3月末までに新しい受給資格者証を郵送でお届けします。

大雪に対する備えは万全ですか？

環境安全課 ☎ 64-7708

2月に入り、これから玉村町でも大雪が降ることがあるかも知れません。平成26年の2月には約70cmの積雪を記録し、大変な被害がありました。みなさんのご家庭では雪の備えは万全ですか？

大雪に対する備えをしておけば、そのほかの災害に対する備えにもつながります。

下記の注意や総合防災マップに書かれている非常時持出品を参考に、災害に備えてください。

注意事項

- ・大雪が予想される場合は、不要不急の外出を避ける。
- ・懐中電灯や携帯ラジオ、食料、飲料水を準備する。
- ・灯油等の燃料を備蓄する。
- ・自動車の燃料を満タンにしておく。
- ・普段飲んでいる薬の準備
- ・その他必要な生活雑貨の準備



車の運転の注意

- ・スタッドレスタイヤを装着すること。ただし、深い積雪の場合、スタッドレスタイヤを装着していても立ち往生することがあります。やむを得ず車を運転する場合は、チェーンを装着してください。
- ・車が立ち往生してしまった場合、エンジンをかけたままの状態では暖をとる際は、マフラーのまわりの雪を定期的に取り除いてください。

除雪作業の注意

- ・除雪用のスコップ等を準備する。
- ・カーポートや物置などは定期的に雪下ろしをする。
- ・屋根からの落雪に注意して作業する。ヘルメットの着用をおすすめします。